

2. 所在地別セグメント情報

平成23年度中間期（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）
平成24年度中間期（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）
全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 海外経常収益

平成23年度中間期（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）
平成24年度中間期（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）
海外経常収益がいずれも連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

連結リスク管理債権

●連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成23年9月30日	平成24年9月30日
破綻先債権額	11,453	13,451
延滞債権額	79,828	62,032
3ヵ月以上延滞債権額	893	650
貸出条件緩和債権額	30,598	35,595
合計	122,774	111,729

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。